

自治連だより

昭島市自治会連合会



発行: 平成31年3月
発行責任者: 中島岩雄

■改訂 自治会運営マニュアル Ver.4 の発行

12月に昭島市自治会連合会が自治会運営マニュアル第4版を発行しました。構成・内容を見直し、自治会運営に必要な内容と、自治会への支援内容に絞り込みました。マニュアルは、今の自治会加入率の低下や役員の担い手不足が深刻になる中で、自治会の運営方法を支援することでその問題解決の一助となることを目的として作成されています。マニュアルは、自治会の基本的な知識や円滑な運営や日々活動するお手伝いができるればと思い、また自治会活動を継続するにあたり参考となる情報を掲載して、自治会活動の基礎資料としていただくとともに、役員の引継ぎの際の参考あるいは、会員皆さんでもう一度自治会等の運営方法を考える上での参考にするなど活用してください。

主な内容

第一章 自治会運営

- ・市への申請及び登録
- ・活動計画を立てる
- ・年間の活動モデル
- ・会則（規約）を見直そう
- ・役割分担し「組織」を作る
- ・会議を開こう！
- ・会計は適正かつ正確に！
- ・情報を知らせる
- ・個人情報を適切に活用しよう

第二章 自治会加入促進活動

- ・活動のポイント
- ・自治会の必要性
- ・加入促進ツール紹介
- ・未加入者からの想定質問

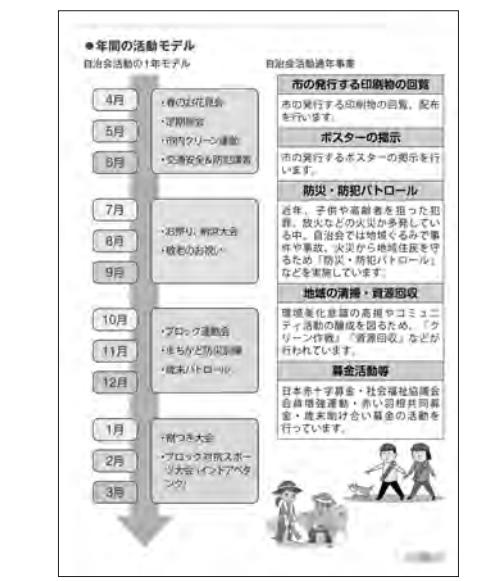
第三章 “いざ”と言う時に備えた防災活動

- ・自分たちの地域は自分たちで守ろう！
- ・「自主防災組織活動」を推進しよう！
- ・「東京都」と「昭島市」の仕組みを学ぼう！
- ・「自主防災組織」と「自助・共助・公助」の関係
- ・「学校避難所運営委員会」とは
- ・「学校避難所運営委員会」と自治会の関係
- ・自治会の防災訓練（まちかど防災訓練）
- ・自治会の「学校避難所先」一覧

第四章 自治会活動連携する組織について

- ・昭島自治会連合会
- ・協働のまちづくりの取り組み
- ・地域からの選出委員等一覧
- ・赤十字及び社会福祉協議会
- ・地域内にある各種団体組織
- ・東京都の「地域の底力発展事業助成金」

自治会運営マニュアル発行にあたって



■平成31年度から昭島市“災害時避難行動要支援者”制度がスタートします。

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害では、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等が多数犠牲となりました。こうした傾向は震災だけではなく、風水害等に於いても共通しています。こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に「災害対策基本法」の一部が改正され、市町村に対し「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も示されました。改正された「災害対策基本法」では、地域防災計画の定めるところにより「災害時避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、避難支援に必要な細目について別に計画を定めることを全国の市町村に求めています。すでに市町村では「災害時避難行動要支援者名簿」の作成ならびにこの名簿の平常時の活用や災害発生時の使用について準備あるいは使用が始まっています。

昭島市も一昨年より準備が始まりました。

支援の仕組み（熊本市の例）

自治会への導入スケジュールは以下の通り。

- ◇ 昭島市としては、平成31年度から制度が開始される。
- ◇ 各自治会については、各自治会の検討期間を十分確保するため、2020年度から参加できるよう、2019年度（平成31年度）中に結論を出すことを一つの目安とする。
- ◇ この間、市は説明会の実施や情報の提供など、出来る限りのサポートを行う。
- ◇ この制度の「避難行動要支援者名簿」を受けるかどうかについては、それぞれの単一自治会で判断する。
- ◇ 市が提供する名簿の範囲は、当該自治会の区域に限定する。
- ◇ 自治会は、個人情報保護の観点から、名簿の管理等について、市と自治会長で「覚書」を締結し、適切な対応をする。
- ◇ 支援活動のポイント

◆発災時には、どのようなことを行うのか

- ①まず自分の安全を確保し、次に家族などの安全を確保し、それらが十分な状況となつた後、可能な範囲で、支援を行うことが基本。
- ②自らが避難をする場合など、避難経路の途中に名簿に記載された方がお住いの場合などは、声を掛け、一緒に避難することも配慮。
- ③発災後、避難等が一段落した後、可能な範囲で、名簿に登載された方の安否確認を行う。

◆平常時には、どのようなことを行うのか

- ①名簿の適正管理を行う。
- ②可能な範囲で、名簿登載者の居住場所の確認、避難を支援する場合のルートの確認、本人の状況の確認（本人の意思を尊重して）などを行う。
- ③市の防災訓練や研修などに参加する。

◆避難行動要支援者の範囲等詳細については、各自治会長、昭島市 保健福祉部 生活福祉課に問い合わせください。



■平成31年度も東京都の自治会支援を活用しよう！

①地域の底力発展事業助成金制度

- ・地域活動の担い手である自治会の皆さんに行う**地域の課題を解決するための取組(催し、活動等)**を支援するための、事業助成です。

お祭り、納涼大会、餅つき、防災訓練、防犯活動などにも活用できます。

- ・年度内(～3/31迄)に終了する助成事業の募集は、年4回実施しています。

第2回 4/1～5/17 助成金交付時期 7月上旬, 7/10以降に実施する事業

第3回 6/3～8/16 助成金交付時期 10月上旬, 10/10以降に実施する事業

第4回 9/2～10/25 助成金交付時期 12月上旬, 12/10以降に実施する事業

助成限度額 単一自治会の場合 20万円

他の地域団体（子供会・老人会等）と連携の場合 30万円

平成30年度は以下の通り、多くの昭島市自治連合会各自治会が助成金を申請し活用しました。

平成30年度に助成金を活用した自治会名と申請したテーマ

昭島市自治会連合会	自治会の活性化と元気印にする応援事業
第20ブロック	高齢化、孤立化がすすむつづじが丘地域の住民の夏祭り
郷地東町連合自治会	地域の学校避難所開設訓練を主軸とした自治会活性化事業
八清親和会	地域ふれあいのための納涼大会
福島連合自治会	盆踊りを通じた地域力向上の取組み
東中神睦会	夏祭り運営体験による子供育成事業
中神駅前親交自治会	夏祭りの合同実施による地域活性化事業
郷地第二自治会	お祭りを通じた地域交流活動
栗の沢自治会	納涼祭で地域の「絆」の輪を広げ“仲間を増やすぞ”事業
昭島団地自治会	昭島団地みんなのまつり
朝日町住宅自治会	夏祭りを通じた地域コミュニケーション力の向上
ポレスター昭島自治会	平成30年度 防災訓練を通した住民交流事業
第4ブロック	避難訓練及び防災訓練

詳細は、2月下旬に各自治会に配布された「平成31年度地域の底力発展事業助成」ガイドライン（東京都生活文化局）を参照ください。

②支援アドバイザー派遣の地域の課題解決「プロボノプロジェクト」

町会・自治会の活動を支援するため、企業の社員等がボランティア活動として、業務経験やスキルを活かして、町会・自治会を支援する「地域の課題解決プロボノプロジェクト」で無料です。

取組事例：チラシ・ポスター・活動マニュアルの作成。ホームページ・Facebook, Twitterによる情報発信。住民ニーズ把握のためのアンケート調査など。成果報告会もあります。

③地域活動支援アドバイザー派遣

町会・自治会の皆さんに抱えている課題や悩み事に対し、「地域活動支援アドバイザー」という専門家を派遣し、町会・自治会の皆さんへのアドバイスや意見交換を通して、課題や悩みごとの解決をお手伝いする事業です。無料です。

アドバイスのテーマ例：

- ・「町会・自治会への加入率を上げるために何をすればいいのか？」
- ・「会員の高齢化が進み、今後町会・自治会活動が継続できるのか不安」
- ・「町会・自治会で実施する恒例のイベントが加入促進につながらない・・・」など

2/3 ブロック対抗スポーツ大会

昭島市総合スポーツセンター・第1体育室にて、第7回昭島市自治会ブロック対抗スポーツ大会(競技種目は”インドアペタンク”)が開催されました。

21ブロック中過去最多の18のブロックから、36チームが参加して親睦と交流が行われました。

開会式には、大会会長の臼井市長をはじめ多くの来賓の皆様にも来て頂きました。競技は、昭島市のスポーツ推進委員の皆様の協力のもと、10時から12時過ぎまで54試合が行われました。

▼1位) 第17ブロック

▼2位) 第20ブロック

▼3位) 第8ブロック、



▼敢闘賞は12ブロックでした。

■2/18 『立川市・昭島市自治会連合会連絡協議会』開催

毎年2月開催の『立川市・昭島市自治会連合会連絡協議会』を昭島市の市民交流センターにおいて実施しました。両市の会長からの挨拶で始まり、両市自治連から下記のテーマの活動報告がされました。

昭島市自治会連合会

- ① 改訂版自治会運営マニュアルの紹介
- ② 第10ブロック合同防災訓練

立川市自治会連合会

- ①『絆』カード事業の取り組みについて
平成25年に事業開始。

協力企業・商店・・・21事業者
平成30年・・・134事業者



特長は、商業都市としての立地を生かした企業・大型店舗、商店の協力である。昭島のような住宅中心の市とは、また違った取り組みになっている。

- ② 自治会等を応援する条例（仮称）の紹介

- ・ 現在、自治会への加入や自治会活動への参加を促進するために、「立川市自治会等を応援する条例（仮称）」の制定に向け調整中、4月の施行を目指している。
- ・ 条例制定の目的：地域コミュニティの中心として活躍している自治会への加入と参加を促進する。
- ・ 市、市民、事業者、住宅関連事業者が自治会加入・参加を促進するためそれぞれの役割を明らかにする。

- その後、両市の参加者で情報交換しました。

■発行・編集

昭島市自治会連合会 TEL:544-5111

■自治会連合会のホームページ

<http://www.akishima-jichiren.jp/>